

## 令和3年度 弘前市地域密着型サービス事業者選考基準（一次審査）

- ・一次審査は応募書類を用いた書面審査となり、下記表の選考基準に従い加点方式で採点します。
- ※ 詳細な選考基準は、別添のとおりとなります。
- ・一次審査の配点は100点となります。
- ・応募者が選考基準の取組を行っていても、応募書類に記載がなければ得点となりません。

評価項目	選考基準	配点
1 運営全般 【50点】	事業運営の基本理念 ・評価項目・・・2	5点
	適正な事業運営について ・評価項目・・・10	25点
	事業運営について ・評価項目・・・6	10点
	地域との連携に関する考え方 ・評価項目・・・5	5点
	医療・その他関係機関との連携に関する考え方 ・評価項目・・・3	5点
2 職員体制 【20点】	職員の配置について ・評価項目・・・4	10点
	職員の研修・育成に関する方針について ・評価項目・・・4	10点
3 利用者への対応・サービスの充実性 【20点】	利用者への対応 ・評価項目・・・4	10点
	サービスの質を向上させるための施策 ・評価項目・・・5	10点
4 安定したサービスの提供 【10点】	事業の継続性 ・評価項目・・・5	10点

令和3年度 弘前市地域密着型サービス事業者選考基準（詳細）（一次審査）

評価項目	選考基準	配点	
1 運営全般 【50点】	(1) 事業運営の基本理念 (ア、イ) 【5点】	ア 基本理念 ※ 整備予定の事業所（施設）について、法人としての設置理念・運営方針が明確でかつ適正であれば得点	2
		イ 応募理由 ※ 応募の経緯・理由が明確で、整合性があれば得点	3
	(2) 適正な事業運営について (ア～コ) 【25点】	ア 運営法人の本社が市内にある	5
		イ 青森県介護サービス事業所認証評価制度の認証法人である ※ 認証評価制度の参加宣言法人のみは1点 ※ 判断の基準日は令和3年7月1日時点 ※ 認証法人、参加宣言法人が確認できる書類を添付	4
		ウ 市が実施している「介護サービス相談員派遣等事業」の受け入れを行っている	3
		エ 地域住民等への説明会を開催し理解を得ている	1
		オ 資金計画が妥当である ※ 借入れの場合、金融機関との折衝が行われていれば得点、予定は得点不可	1
		カ 開設から3年目までに利益が生じる計画である ※ 事業収入以外の収入に大きく依存して利益が生じていれば得点不可	1
		キ 整備予定地が洪水浸水想定区域外	5
		ク 整備するにあたり市の関係課との協議済み ※ 協議予定は得点不可	1
		ケ 整備予定の事業所（施設）について、「弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の設備に関する基準を満たしている	1
		コ 新築で整備予定 ※ サテライト型を整備予定は得点不可	3
	(3) 事業運営について (ア～カ) 【10点】	ア 災害対策への取組((ア)～(ウ)) 【3点】 (ア) 整備予定地の災害リスクを把握している ※ 「弘前市防災マップ」を確認し、整備予定地が危険区域内かどうかを確認している記載があれば得点 (イ) 整備予定地の避難場所を把握している ※ 避難場所の記載があれば得点 (ウ) 避難行動を迅速に行うための方策がある ※ (ウ)は、法人としての具体的で適正な記載があれば得点	1
			1
			1
		イ 介護事故防止への対応 【1点】 (ア) 介護事故発生時の対応、再発防止の体制が構築されている ※ 法人としての具体的で適正な記載があれば得点	1
			1

評価項目	選考基準	配点
	<p>ウ 意見、要望、苦情の対応【1点】  (ア) 利用者等からの意見・要望・苦情を的確に把握し、介護サービスの向上につながる具体的な方策がある  ※ 法人としての具体的で適正な記載があれば得点</p> <p>エ 感染症等への対策【1点】  (ア) 感染症や食中毒等発生時の対応、予防対策  ※ 法人としての具体的で適正な記載があれば得点</p> <p>オ 虐待防止等((ア)、(イ))【2点】  (ア) 虐待防止や対応に関する基本的な考え方や取組、それを  実現・継続するための方策がある  (イ) 身体的拘束の適正化を図るための取組がある  ※ (ア)、(イ)とも、法人としての具体的で適正な記載があれば得点</p> <p>カ 衛生管理に関する取組((ア)、(イ))【2点】  (ア) 労働災害防止への取組  (イ) 健康診断等の取組  ※ (ア)、(イ)とも、法人としての具体的で適正な記載があれば得点</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
(4) 地域との連携に関する考え方(ア～オ)【5点】	<p>ア 家族との連携や交流がある</p> <p>イ 地域住民との連携や交流がある</p> <p>ウ ボランティア団体等との連携や交流がある</p> <p>エ 地域包括ケアシステムでの位置付けや役割を把握している</p> <p>オ 地域包括ケアシステムの役割を果たすための取組  ※ エで、役割を把握していないと得点不可</p> <p>※ ア～ウいずれも、法人として実際に連携や交流がある事業と連動して行う予定である場合得点  ※ ア～オいずれも、法人としての具体的な記載がなければ得点不可</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
(5) 医療・その他関係機関との連携に関する考え方(ア～ウ)【5点】	<p>ア 協力医療機関・協力歯科医療機関との連携予定  ※ 協力医療機関のみは1点  ※ 調剤薬局との連携予定であれば加点</p> <p>イ 地域包括支援センターや他の介護サービス事業者との連携がある</p> <p>ウ その他関係機関との連携がある</p> <p>※ イ、ウとも、法人として実際に連携がある場合得点  ※ ア～ウいずれも、連携先の記載がなければ得点不可</p>	<p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
2 職員体制【20点】	<p>(1) 職員の配置について(ア～エ)【10点】</p> <p>ア 整備予定の事業所(施設)について、「弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の人員に関する基準を満たしている  ※ 当該基準を満たしていないと▲10点  ※ 3-(1)-エにある加算を算定予定の場合、その人員要件を満たしていないと得点不可</p> <p>イ 開設時期に間に合う人員配置計画となっている  ※ 新規採用が多い(必要職員数の9割以上)人員配置計画は1点</p> <p>ウ 職員が働き続けられる施策</p> <p>エ 職員が不足した場合の人材確保の具体的取組がある</p> <p>※ ウ、エとも、法人としての具体的で適正な記載があれば得点</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>1</p>

評価項目	選考基準		配点
(2) 職員の研修・育成に関する方針について (ア～エ) 【10点】	ア 職員の研修・育成に関する具体的方針がある ※ 法人として、具体的で適正な記載があれば得点		1
	イ 既運営の事業所（施設）にて、介護職員処遇改善加算を算定 ※ Iは3点、IIは2点、IIIは1点 ※ 判断の基準日は令和3年7月1日時点		3
	ウ 既運営の事業所（施設）にて、介護職員等特定処遇改善加算を算定 ※ Iは3点、IIは1点 ※ 判断の基準日は令和3年7月1日時点		3
	エ 整備予定の事業所（施設）にて、介護職員処遇改善加算を算定予定 ※ 実際に当該加算を算定しないと、指定認可を取り消す場合がある		3
3 利用者への対応・サービスの充実性 【20点】	(1) 利用者への対応 (ア～エ) 【10点】	ア 損害賠償保険の加入を予定している ※ 公益財団法人介護労働安定センターの介護事業者向け保障制度など	1
		イ 利用者への人権・尊厳に対する方針がある	1
		ウ 認知症への考え方及び認知症ケアに対する方針がある  ※ 介護サービス情報公表制度や法人ホームページで認知症の取組を公表していれば加点、この場合、公表しているのが分るものを添付（判断の基準日は令和3年7月1日時点）  ※ 介護に直接関わる職員で医療・福祉関係の資格を有さない職員へ、認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講じていれば加点	1  3  1
		エ 重度者の受け入れ体制及び終末期に向けた方針がある  ※ 整備予定の事業所（施設）にて、看取り介護体制加算を算定予定は加点（地域密着型介護老人福祉施設の場合）  ※ 整備予定の事業所（施設）にて、ターミナルケア体制加算を算定予定は加点（看護小規模多機能型居宅介護の場合）  ※ 実際に当該加算を算定しないと、指定認可を取り消す場合がある	1  2
		※ イ～エいずれも、法人としての具体的で適正な方針等の記載があれば得点	
	(2) サービスの質を向上させるための施策 (ア～オ) 【10点】	ア サービスの質を向上させるための取組を行っている ※ 判断の基準日は令和3年7月1日時点	1
イ 既運営の事業所（施設）にて、科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ登録を行っている ※ 判断の基準日は令和3年7月1日時点  ※ 整備予定の事業所（施設）にて、科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ登録を行う予定は加点、この場合、実際に当該加算を算定しないと、指定認可を取り消す場合がある		3  1	
ウ 既運営の事業所（施設）にて、科学的介護推進体制加算を算定している  ※ 判断の基準日は令和3年7月1日時点		1	
エ 整備予定の事業所（施設）にて、科学的介護推進体制加算の算定予定は加点、ただし実際に当該加算を算定しないと、指定認可を取り消す場合がある		1	
エ 整備予定の事業所（施設）について、利用者の特性に配慮した構造、設備となっている  ※ 平面図に分かるように表記しておくこと		1	

評価項目	選考基準		配点
		オ 整備予定の事業所（施設）について、来客用や緊急車両の駐車スペースがある ※ 平面図に分かるように表記しておくこと ※ ア、エいずれも、具体的で適正な記載があれば得点	1
4 安定したサービスの提供 【10点】	(1) 事業の継続性 (ア～エ) 【10点】	ア 自己資本比率が50%以上 イ 流動比率が160%以上 ウ 固定比率が100%未満 エ 総資本経常利益率が15%以上 オ 市内での介護サービス事業の実績がある ※ 市内での地域密着型サービスの事業実績があれば加点 ※ 法人としての実績（決算）がない場合、ア～エは得点不可	1 1 1 1 2 4